

Q.1	・今、複数の領収書を台紙にはっている。スキャンして電子化する場合、1領収書1ファイル。？それとも、1PDFで2ページ、1ページ当り、1領収書。？
A.1	複数の領収書を台紙に貼ってスキャンする運用は可能です。 但し複数の領収書が全て関係を持っている必要があり、お互いに関係を持たない複数の領収書を台紙に貼って1度にスキャンする事は認められません。また、取引年月日や金額、取引先名等での検索の確保に留意する必要があります。
Q.2	一般文書と重要文書のどちらに対象するか解らないものはご相談可能でしょうか。
A.2	所轄の税務署へご確認下さい。
Q.3	フラットベット式とは違い、スマホだと文字識別できるとしても手ぶれが発生する事があります。 この手ぶれなどはどこまで認められるのでしょうか。？
A.3	解像度、階調の要件を満たしたうえで、整然かつ明瞭に出力でき、4ポイントの文字を認識できる必要があります。